

大分県報

令和七年
第六五六号
十一月十一日

（火曜日）

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定……………	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………	二
付保義務の発生（三件）……………	三
教育委員会告示……………	四
県指定史跡及び県指定名勝の指定の解除……………	四

○告示

大分県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和七年十一月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
ワタナベ薬局福沢通店	株式会社ワタナベ	中津市古魚町一六六一―一	令七・八・四
社会医療法人関愛会野津第一内科医院	社会医療法人関愛会	臼杵市野津町大字野津市五一〇番地	令七・九・一

ひなた歯科医院	山田 裕也	別府市石垣西三丁目六―二四―九七七番地ビューアフリカⅡC	令七・九・一
くらうん薬局	有限会社くらうん薬局	別府市中央町六番二二号	令七・九・一
なつめ薬局	有限会社直方メデイカルサービス	津久見市徳浦本町七番三五号	令七・九・一六
高野医院	医療法人にしむら皮ふ科医院	中津市大字島田八〇七番地の一	令七・九・一
井上内科	井上 寛	日田市田島本町九―一	令七・九・一
みうら薬局	株式会社みうら薬局	別府市山の手町二〇組一	令七・九・一
Bスポーツ薬局	株式会社みうら薬局	別府市山の手町一七組一	令七・九・一
ワタナベ薬局豊田町店	株式会社ワタナベ	中津市豊田町三―二〇	令七・九・一
大信薬局日田駅前店	株式会社デイ・シー・トレディング	日田市元町一九―二四APEXビル二F	令七・九・一
ヨシムラ薬局中部店	有限会社別府よしむら	別府市石垣西三丁目三―四五	令七・一〇・一
ゆう調剤薬局佐伯店	株式会社ソメヤ	佐伯市長島町二丁目二―一番一〇号	令七・一〇・一
さくら薬局	有限会社YHY	豊後大野市大野町田中二六六一―二	令七・一〇・一

まごころ調剤薬局はさま店		株式会社まごころ調剤薬局		由布市挾間町北方二一―一		令七・一〇・一	
あゆみ調剤薬局		株式会社エスケイエス		速見郡日出町三八三九番地の六		令七・一〇・一	
えがお訪問看護ステーション		合同会社えがお		別府市東莊園二丁目一二番五号		令七・九・九	
訪問看護ステーションハンズ		株式会社河童屋		由布市挾間町挾間六一二番地一		令七・一一・一	
大分県告示第四百二十三号							
瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。							
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。							
令和七年十一月十一日							
大分県知事 佐藤 樹一郎							
一 申請の概要							
1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名							
別府市大字東山百二十三番地の一							
株式会社城島高原オペレーションズ							
代表取締役 黒 木 達 夫							
2 特定事業場の所在地及び名称							
別府市大字東山百二十三番地の一							
株式会社城島高原オペレーションズ							
3 設置される特定施設の種類							
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三八							
入浴施設							
種	類	入浴施設					
能	力	一七〇L／基 二基					
設置年	月	日					
既設	二一・六m×八・〇五m×五・七五m						
鉄筋コンクリート	二五〇㎡						
接触ばっ気方式	A R C―250 H D W						
汚水等の処理の方法	汚水等の処理の方法						
大腸菌数	CFU／mL	八〇〇以下	八〇〇	浮遊物質	mg／L	五〇	六〇
窒素含有量	mg／L	二〇	五〇	化学的酸素要求量	mg／L	二〇	三〇
生物化学的酸素要求量	mg／L	二〇	三〇	水素イオン濃度	／	五・八～八・六	五・八～八・六
項目	単位	通常値	最大値	項目	単位	通常値	最大値
汚水等の一日当たりの量	単位	通常値	最大値	汚水等の一日当たりの量	単位	通常値	最大値
（二基分の水量を記載）	単位	三・四〇	一三・六	（二基分の水量を記載）	単位	三・四〇	一三・六
使用の季節的変動	なし						
一日当たりの使用時間	二時間						
使用時間間隔	連続						
使用開始予定年月日	令八・三・一						
使用開始予定年月日	令八・三・一五						
工事着手予定年月日	令八・一・一五						
工事完成予定年月日	令八・三・一						

使用時間 間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的 変動	汚水等の一日当たりの量		汚水の汚染状態の値								排水口名	一日当たりの排出水量	等の汚水		
			単位	㎡／日	項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量	大腸菌数					
連続	二四時間	なし	通常値	一六〇	通常値	処理前	五・八ゝ八・六	二〇〇	二〇〇	二五〇	四〇	六	八〇〇以上	CFU／mL	通常値	一六	二〇
						処理後	五・八ゝ八・六	二〇	二〇	五〇	二〇	五	八〇〇以下				
			最大の値	二五〇	最大の値	処理前	五・八ゝ八・六	二四〇	二四〇	三〇〇	五〇	一〇	八〇〇以上	最大の値	二〇	三〇	
						処理後	五・八ゝ八・六	三〇	三〇	六〇	七	八〇〇以下					

汚染状態の値	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量	大腸菌数	一日当たりの排出水量		排水口名	一日当たりの排出水量	等の汚水
					単位	㎡／日			
二〇	二〇	二〇	五	八〇〇以下	通常値	一一五六	排水口No.3	通常値	五・八ゝ八・六
三〇	三〇	三〇	七	八〇〇	最大の値	一四三〇		最大の値	五・八ゝ八・六

大分県告示第四百二十四号									
安岐町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。									

令和七年十一月十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第四百二十五号

守江加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年十一月十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第四百二十六号

大神加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年十一月十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第七号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十六条第二項の規定により県指定史跡及び県指定名勝の指定が解除されたので、次のとおり告示する。

令和七年十一月十一日

大分県教育委員会

区分	名称	指定年月日	所在地	所有者	解除年月日	備考
史跡	白杵城跡	昭四一・三 ・二二	白杵市大字 白杵字丹生 島九一番一 ほか（九一 番三から九 番七までは 除く。）	白杵市及 び白杵護 國神社	令七・三・ 一〇	国指定 史跡指定

文化財課に備え置いて縦覧に供する。）	名勝	
	納池公園	
	昭一八・七 ・一六	
	竹田市久住 町大字久住 字宮脇九三 四番	で次の図に 示す範囲
	財務省	
	令七・三・ 一〇	
	国指定 名勝指定	